

平成 25 年 10 月 15 日発行 年 4 回 (1・4・7・10 月) 15 日発行 昭和 35 年 4 月 25 日 第 3 種郵便物許可 第 595 号

東京土地家屋調査士会報

# たのきよ

2013  
秋号  
No.595

## 特別企画

- 1.各部の活動紹介
- 2.新理事・新監事の挨拶

## 参加レポート

- 1.災害復興まちづくり支援機構  
第7回シンポジウム
- 2.全国一斉不動産表示登記無料相談会
- 3.第28回日本土地家屋調査士会  
連合会親睦ゴルフ大会

## 連載企画

- 1.土地家屋調査士のかけはし
- 2.各会における ADRに関する取り組み  
東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター  
10周年記念シンポジウム
- 3.連載 新人刑事弁護士 三崎 薫の奮闘記

## 会のうごき

- 1.入退会者情報

## 各部からのお知らせ

- 1.土地家屋調査士賠償責任保険  
「事故データ等」の公開について
- 2.会費の自動振替口座の残高確認について
- 3.業務委託契約標準約款(案)の公開について

## その他通知等

- 1.大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく  
筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令の公布について

## 編集後記

### その他

- 1.常設「支部無料相談実施箇所」一覧表
- 2.用紙購入申込書



2013

秋号

No.595

## 土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命  
不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正  
品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。



撮影者：台東支部 浅川正雄会員

### 今号の表紙

航空自衛隊の存在を多くの人々に知ってもらうために、航空自衛隊の航空祭や国民的な大きな行事などで、華麗なアクロバット飛行を披露する専門のチーム、それがブルーインパルスです。正式名称は、宮城県松島基地の第4航空団に所属する「第11飛行隊」。青と白にカラーリングされた6機の機体が、大空で展開する一糸乱れぬフォーメーション、そしてダイナミックなソロ演技-次から次へ繰り広げられる驚異のパフォーマンスは、初めて観る人にとっては驚きの連続に違いありません。(航空自衛隊HPより転載)

# Contents

Contents

## 1. 巻頭記事

(1)各部の活動紹介	02
(2)新理事・新監事の挨拶	06

## 2. 参加レポート

(1)災害復興まちづくり支援機構第7回シンポジウム	広報事業部担当理事 瀧野 隆央	07
(2)全国一斉不動産表示登記無料相談会	広報事業部担当理事 瀧野 隆央	08
(3)第28回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会	広報事業部長 井上 克巳	10

## 3. 連載企画

(1)土地家屋調査士のかけはし	栃木会 高橋 洋行	12
(2)各会におけるADRに関する取り組み 東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター10周年記念シンポジウム	運営委員 大倉 健司 (財務・広報事業部担当副会長)	13
(3)新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記 ～第3話 公判準備～	弁護士(東京弁護士会) 氏家 宏海	15

## 4. 会のうごき

(1)入退会者情報	18
-----------	----

## 5. 各部からのお知らせ

(1)土地家屋調査士賠償責任保険「事故データ等」の公開について〔総務部〕	19
(2)会費の自動振替口座の残高確認について〔財務部〕	24
(3)業務委託契約標準約款(案)の公開について〔業務部〕	25

## 6. その他通知等

(1)大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る 筆界特定申請情報の特例等に関する省令の公布について	26
---	----

## 7. 編集後記

(1)編集後記	27
---------	----

## 8. その他

(1)常設「支部無料相談実施箇所」一覧表	28
(2)用紙購入申込書	29



## 巻頭記事

# 総務部分掌について

巻頭記事

再び総務部長を拝命しました。通算3期目の総務部となります。

分掌が入替わった後の総務部の業務について説明します。以下、改正会則第56条です。

- (1) 会員の品位保持のための指導及び連絡
- (2) 会員の執務の指導及び連絡
- (3) 会長印及び会印の管守
- (4) 文書收受・発送等管理
- (5) 会員入退会ほか身分に関する事項
- (6) 職員の人事
- (7) 調査士(法人含む)の登録(届出)の事務
- (8) 本会及び会員の情報公開に関する事項
- (9) 本会及び会員の個人情報の保護
- (10) 非調査士等による調査士業務の排除の件
- (11) 会員の業務に関する紛議調停
- (12) 支部ブロック協議会に関する事項
- (13) その他他の所掌に属さない事項等

総務部長 木下 満



今回の改正により、非調査士等による調査士業務の排除の件が加わり、民間紛争解決手続に関する事項が広報事業部へ、会員の福利厚生及び慶弔に関する事項が財務部に移管されました。

総務部は、東京土地家屋調査士会を内側から支える分掌です。会則のとおり、本会の会則、会員個人に関する事案、調査士会館の維持・保全に関する事務まで取扱います。こうした業務の中で特に注意・配慮を要するものが、会員に対する苦情申立への対応です。事案ごとに事情が異なり、慎重な対応が求められています。会員の為思い悩む事項であります。一頃事案が重複した時期がありましたが、現在はそうでもなく、この状況が末永く続いて欲しいものです。会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

# 財務部分掌について

財務部長 山本憲一



財務部長を拝命しました山本です。財務部の業務について紹介します。

副会長の大倉健司(広報事業部を兼任しています)以下、前期事業部担当の羽鳥光明理事と部長の私、この3名で任務にあたります。

平成25年度事業計画にあるとおり、会費等の徴収、予算統

制及び決算対応、資産管理及び運用、土地家屋調査士業務に関する統計処理、諸用紙・図書等のあっせん・頒布の5項目が分掌です。

まず会費等の徴収。会員皆様のご理解とご協力をいただき、会費の自動振替手続をいただいている割合は99.2%となりました。会費徴収の円滑化へのご協力ありがとうございます。

ます。今後は更に円滑な振替が実施できるよう引き落とし時期等の周知の徹底等を図ってまいります。

続いて予算統制及び決算対応。これは皆様からお預りした貴重な会費を無駄にしないためにも事業の執行を監視することはもちろん、費用対効果を検討していく業務です。必要な事業には重点的に予算を配分するなど、メリハリのある予算編成を行ってまいります。

その他、資産管理の運用及び管理や毎年1月末に提出い

ただいている取扱い事件年計表の統計処理、諸用紙・図書のあっせんを行っています。

5部制にともない、会員の福利厚生が財務部の新たな分掌となりました。健康診断委託契約を提携病院と締結し、これを周知することで会員の健康増進に役立てていきたいと考えております。

今後とも会員皆様のご理解とご協力をお願い致します。

# 研修部分掌について



研修部長 佐々木義徳

役員改選に伴い研修部長を拝命いたしました佐々木義徳です。

研修部分掌は平成25度の事業計画に掲げられた研修体制の充実、業務に関する相談体制の整備・充実、土地家屋調査士専門職継続学習制度(土地家屋調査士CPD)への対応を受け持ちます。とりわけ研修体制の更なる充実に向けて、『3つのS』をキーワードに業務を行ってまいります。

## 1. STUDY : スタディ

土地家屋調査士をとりまく環境は、急速な高齢化社会に代表されるように日々変化を続けています。今の状況を俯瞰し、専門資格者として必要とされる知識を多角的な視点に立ち、これから何が必要なのかを考え時代の要求に則した研修を実施いたします。

## 2. SPEEDY : スピーディ

本会が行う研修会をはじめ、ブロック・支部が行う研修情報を共有化し研修内容や開催時期など、研修に関する情報をよ

り早く周知させるとともに研修体制の効率化を図ります。

## 3. SERVICE : サービス

会館の新築移転に伴い行っている企画研修については、本会会館だけでなく他会場等での開催や同じ内容の研修会を複数回開催することにより、会員の方にとっての研修参加の機会を増やします。また、参加された会員の方から頂いたアンケート等を参考に研修内容の改善を行います。

本会のホームページではCPDポイントを公開し、会員自身がどのような研修をいつ受講したのかが確認できます。内容や受講時期に偏りが無いかなどを確認することができるので、研修会の参加と併せてご活用ください。

本年度の研修部は、私のほか、野城宏副会長、橋立二作理事の3名の理事と、事務局からは、濱屋事務局職員、そして出向頂いた5名の研修委員の協力のもと行ってまいりますので、よろしくごお願い申し上げます。

# 業務部分掌について



業務部長 小野 均

今期から業務部長を拝命しました小野と申します。  
はじめに業務部のメンバー4名をご紹介します。

原田克明担当副会長は、5期目の大ベテランで、オンライン登記申請等々の部門に広く精通しており大変頼りがいのある副会長です。

私は、前期は事業部にて会報等広報関連を主に担当しておりましたが、今期から業務部長の任を仰せつかりました。

石野貢男理事は、新人理事ですが、前期までは会報編集副委員長を務めていました。

そして事務局の担当は、前研修部担当の原田事務局職員です。会議資料等の準備や整理において非常に的確な事務処理をして頂き大変助かっております。

以上、この4名のメンバーで業務部を運営しています。

業務部の分掌は、以下に掲げますが、その内容のほとんど

が会員の皆様の業務に直接係ることが多いため、その役務を執行するに当たっては、各官公庁との連携・提言・要望を積極的に行い、土地家屋調査士の業務環境を改善していくこと、また、会員に対しては、我々を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中、業務に係る情報を迅速に伝えること、境界に関する専門家として、活躍の場をもっと多くつくれるようにすることを目標として行きます。

それでは、業務部の分掌についてご紹介します。

業務部は、今期から新たに創設されましたが、業務分掌としては、前期までの研修部の所管部門と事業部の所管部門の業務の内、効果的・効率的に役務が執行できるように業務が集約されました。具体的には、次の業務項目となっています。

## 業務部の分掌

項 目	主 な 内 容
1. 業務に関する法規等調査・研究	(1) 東京法務局民事行政部不動産登記部門との打合せ ・不動産登記法第14条第1項地図整備に関する事項 ・筆界特定制度に関する対応に関する事項 ・円滑な登記手続きを行うための提案及び調整 (2) 法令研究委員会の運営 (3) 適正業務調査委員会の運営 (4) 登記基準点技術センター専門部会の設置(制度対策本部内にて運営)
2. 筆界特定制度への対応	(1) 筆界特定室からの測量実施者推薦依頼等への対応及び筆界調査委員の選任報告の確認等 (2) 筆界特定に関する研修会の企画・立案
3. 境界鑑定及び境界紛争解決手続きに関する調査・研究	(1) 境界鑑定委員会の運営 (2) 境界鑑定業務取り扱いに関する研修会の企画立案
4. 地図作成・地籍調査等の地図整備事業への対応	(1) 地図対策専門部会の設置(制度対策本部内にて運営)

# 広報事業部について

広報事業部長 井上克巳



巻頭記事

我々土地家屋調査士は、筆界特定制度やADRなど、業務の多様化と専門家としての地位向上が近年図られてきているものと思います。しかし、土地家屋調査士に対する市民の期待がますます高まることが想定されるにもかかわらず、会員の高齢化と会員数の減少といった深刻な状況から抜け出せていません。そのような状況下においても、市民の期待に応え続けていかなければなりません。とりわけ受験者数の減少は深刻であります。これは長く続いたデフレ不況によるものなのか、あるいは本当に土地家屋調査士に魅力が無いのかもしれません。たしかに外業のある特殊な資格であり、辛い仕事であるかもしれませんが、権利の明確化のため依頼者から感謝され、正当な対価を得ることができる資格でもあります。全会員が土地家屋調査士として誇りを持ち、調査・測量実施要領に基づいて仕事をこなし、日調連のコンプライアンスプログラム(日調連ホームページ参照)に記載されているような不当販売など法令違反の疑いのあるような行為をせず、日常業務をすることで土地家屋調査士という資格者としての喜びを得られるものと信じております。

とはいうものの、個人だけでは限界があると言わざるを得ません。広報事業部では組織として最大限の制度広報をするため日々努力しているところであります。本年度の総会で新組織と予算案が承認され、新たに生まれたのが「広報事業部」であり、現在、担当副会長を含め、3名の理事スタッフで頑張っております。進行中の事業を、少しだけ紙面を借りて紹介いたします。

まず、出前授業といった将来期待される子供たち向けの授業をすることによる制度広報活動であります。本会で現在行っているのは中学生向けであり、本年度は都内2つの中学校で予定しております。本出前授業は生徒の反応も良く、学校からの評価が高く、受けも良好です。各支部からの問い合わせや資料請求も多く、テキストをさらに充実させるべく努力しているところであります。各支部の今後のご協力を心よ

り期待しております。なお、小学生向けも今後研究していく予定です。

次に、土地家屋調査士制度を一般市民に伝えるため、ラジオCMも行っているところであります。本年度は8月から10月まで毎週月曜日、火曜日にそれぞれ20時から22時の間、2本ペース(週合計4本)で放送しております。大学生など若い受験者層が多く聴いている時間帯に的を絞りました。大学のCMなども同じ時間帯で流れています。※FM NACK5メインパーソナリティーはバカボン鬼塚さんです。

さらに、社会貢献活動の一環として「暮らしと事業のよろず相談会」や「災害復興まちづくり支援機構」等へも参画しています。今年は本会が「暮らしと事業のよろず相談会」運営当番で、各資料の整理や、会場の確保、運営、各会の調整などを行い、かなりハードでありましたが、無事相談会も終了し、市民に対し、少しでも社会貢献・制度広報が出来たのではないかと考えます。

加えて、会員への情報提供として、先人達が続けてきた土地家屋調査士制度への情熱や知力を理解し引き継ぐため、会報という貴重な財産をデータベース化し、ホームページ上で公開する事業も現在進めています。3年計画であります。只今スキニング作業をしているところであり、会員の皆様のお役に立つよう計画を進めてまいります。今しばらくお待ち下さい。

最後に、広報事業部の制度広報のあり方についてですが、限られた予算の中での活動なので限界はあるものの「継続は力なり」と心に信じ出来る限りの力を注ぎ続けてまいります。何よりも土地家屋調査士としての誇りを持つことが大切であるということを常に心に強く持ち事業を推し進めます。

制度発展のため、会員の帰属意識を高めることも含め広報事業部をまとめていく所存です。どうぞ皆様のご理解ご協力をお願いいたします。



## 巻頭記事

# 新任理事として

総務部担当理事 奥山 慎



このたび理事に就任いたしました、文京支部の奥山です。

山形県出身で、登録開業して25年目、測量会社と補助者の経験を合わせると35年になるでしょうか。文京区の紫陽花祭りでは、たこ焼きを担当して20年になります。

最後に、理事としての責任を全うすべく、全力で頑張ります。

業務部担当理事 石野貢男



新任理事の石野貢男と申します。分掌は業務部です。

足手まといとならぬ様、努力していく所存です。

自分自身の仕事と、会務の両立に、少しずつですが慣れてきました。会員の皆様、事務局の協力があるからこそ、確実に会務を運営できていると思っています。1期2年間宜しくお願いします。

研修部担当理事 橋立二作



東京会第75回定時総会において、城南ブロックの推薦を頂き理事に就任致しました橋立です。分掌は研修部を担当させて頂くことになりました。

昭和63年に東京会に登録し、気がつけば四半世紀にならんとしています。

今日までの生活を支えてくれたのは、紛れもなく土地家屋調査士制度のおかげです。この時期に理事就任の機会を得、今後の東京会及び土地家屋調査士制度の存続・発展に貢献したいと思っております。微力ではありますが、全力を尽くす所存でございますので、よろしく申し上げます。

# 新任監事として

監事 持田和也



この度、第75回定時総会において監事に就任致しました。多摩ブロック協議会八王子支部の持田和也と申します。私は本会理事の経験はありませんが、東京会会員1500名の代表として、東京土地家屋調査士会という大きな組織を『新しい目』・『改たな目』で、藤田監事と共に2年間監査を務めたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。



## 参加レポート

# 災害復興まちづくり支援機構主催シンポジウム 第7回専門家と共に考える災害への備え ～ 首都直下型地震に備えるマンション対策 ～

広報事業部担当理事(会報編集委員長) 瀧野隆央

参加レポート

東京土地家屋調査士会が参画している災害復興まちづくり支援機構の主催で開催された「災害復興まちづくりシンポジウム」。本会は、同機構が発足以来7回連続の参加になる。会場は例年通り東京都の第一本庁舎5階大会議場レセプションホール。本会からの参加を含め、参加者数は昨年度開催より77名増の459名を数え、会場は満席となった。今回は「首都直下地震に備えるマンション対策」をテーマとしており、首都圏におけるマンション防災への関心の高さがうかがえた。

当シンポジウムは二部構成となっていて、第Ⅰ部は9名の専門家・関係者によるパネルディスカッション、第Ⅱ部は複数士業合同による無料相談会が行われた。

報告され、技術面だけでなく、関連法的な規則や規制などをふまえつつ、今後求められる防災対策等について、質疑応答を含めた議論がかわされた。



パネルディスカッション



満員の会場

### <第Ⅰ部>

災害復興まちづくり支援機構事務局齋藤實事務局員の進行により、将来発生が心配されている首都直下型地震とマンション防災について、過去の震災における実例・経験談、首都圏におけるマンション防災の実態、防災対策活動の現状等が

### <第Ⅱ部>

第Ⅱ部は、複数士業合同による無料相談会である。事前予約のあった40件程の質問・相談は、マンションにおける防災対策等のソフト面だけに限らず、耐震改修・マンションの建替えといったハード面など、多岐にわたっており、一般相談者にとって少しでも役立つようにと立てられた企画であったが、シンポジウムの講演内容とあわせ、概ね好評だったように見受けられた。

なお、われわれ東京土地家屋調査士会の相談対応者においては、被災時に備えたマンション設備の改修や、マンション管理会社が、今後、災害対策を進める上で必要な共通認識とは何か、といった相談に、補助員として協力を行った。

<まとめ>

同会場で行ったアンケートによると、シンポジウムのテーマや、構成・進行、質疑応答・相談対応等、全体的に参加者からは良好な感想が得られたとのことであった。

われわれ土地家屋調査士は事実として、技術的にも、規則・法律の観点からも、災害が発生する前の段階である「防災」の対策に関与する機能はほとんど有しない。土地家屋調査士業界の本分を鑑みれば、災害が発生した後の、「復興・復旧」が行われる段階において、被災建物に関する調査・(滅失等)登記手続き、境界復元作業といった分野で貢献する専門資格者である。平時においてはこういった「復興・復旧」を速やかに行うための施策を模索し活動する必要がある。各士業は、防災・被災・復旧・復興の各ステップにおいて、それぞれどのように関与することができるのかということをも十分に把握し、それを行政機関、国民・企業に対し、広く認知してもらう必

要がある。このシンポジウムを通して、横並びの活動ではない相互関係を模索できればと感じた。

また、災害が発生すれば、我々も被災者となることを想定しておく必要がある。本会として、会員・事務局職員の安否確認のための体制作り・システム構築をはじめ、災害対応への思いを深くするとともに、複数の専門士業が適応する能力を活かしたうえで、協働していくことの重要性を感じたとともに、土地家屋調査士の職能を活かした貢献活動が、未だに機構のなかでは評価をされていないことは些さか不満ではある。

最後に、同機構や会員士業専門家の種々雑多な指示要望に応えながら事業運営を行った、中小企業診断士協会の皆様に敬意を表し、報告を終わります。

平成25年盛夏



## 参加レポート

# 全国一斉不動産表示登記無料相談会

広報事業部担当理事(会報編集委員長) 瀧野隆央

平成25年7月31日、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)主催の「全国一斉不動産表示登記無料相談会」が開催された。この一斉相談会は、日調連が平成21年から毎年主催しているものであり、今回で4回目の開催となる。例年、10月1日の「法の日」にちなんで同月中の開催であったが、今年度は、平成23年6月22日の日調連第68回定時総会にて決議された「土地家屋調査士の日」に関する啓蒙活動の一環として、7月31日に変更しての開催となった。

そこで東京土地家屋調査士会では、当会会館にて以下概要のとおり開催した。





相談員(右から、大倉副会長、井上部長、瀧野理事)

場所：東京土地家屋調査士会館

時間：午前10時00分～午後5時30分

(受付時間は午後5時30分まで)

受付：1組30分の相談時間

原則として電話での事前予約必要

ただし、当日空きがあれば、予約無しも可

この相談会を全国で開催するにあたっては、日調連でホームページ、Yahoo!ウェブニュースにおける情報掲載が事前に行われ、単位会でも、周知ポスターや広告チラシ等を利用して、独自に広報を展開した。

また、今回初めての試みとして、日調連においてフリーダイヤル番号による各会相談窓口への自動転送サービスが導入された。これにより、受信した電話番号で自動振分けされ、全国50の土地家屋調査士会のうち、電話をかけている地域に設置されている単位会の窓口へ自動転送されるため、各会では、「電話相談」や「対面式相談」をもって対応した。

当会では、広報事業部担当理事が当該相談会の相談員として対応にあたった。

また、当会では、常設相談会として毎週2回の無料相談会を同会場で実施しているが、何名かの相談者からは、「急な相談に応じてもらい大変助かった」「定期的に行っている相談会では日程が合わなかったので、今回のように臨時相談会が実

施されれば嬉しい」との言葉があり、相談者はおおむね満足して帰られたように見受けられ、無事相談会を終了することができた。

なお、相談者に対し、より適切な回答を行えるよう、当会では「電話相談」を行わず、対面式の相談を行ったが、電話での相談を実施した会もあったとのことで、全国で約90数本、多い会では、5件の電話相談に対応したとのことであった。

このような相談会を毎年開催することによって、一般市民に対する社会貢献のみならず、筆界特定や土地家屋調査士ADRなど不動産登記制度の重要性について効果的な周知が図れることが期待されている。ゆえに、当会・支部における無料相談会、当会が参画している「よろず相談会」をはじめとした各種イベントで行う無料相談等、われわれの制度広報及び社会貢献の一環として、相談業務への対応は重要な活動として考えられる。

そして、相談の内容も複雑・難解になってきていることから、会員それぞれが相談対応を行う担当者として、その対応力を磨き、見識を深め、新たに知見を広めるなど、一層の資質向上の努力を続けるべしと、今回の相談会を通して改めて感じた。



相談室の様子(相談員:大倉副会長)



## 参加レポート

# 第28回日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ大会

広報事業部長 井上克巳

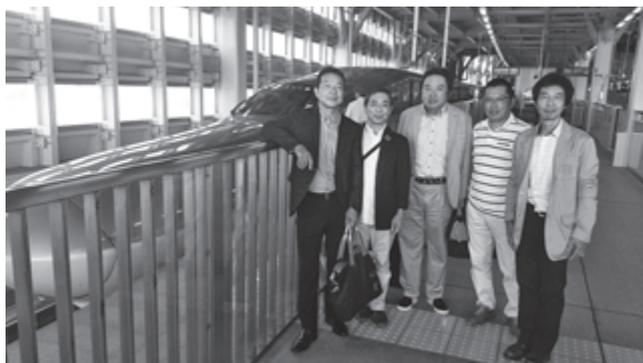
於：2013年9月8日(日) 青森ロイヤルゴルフクラブ

今回の日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会の当番会は青森会であった。東京会から國吉会長をはじめ7名(うち2名は前日から現地へ)での本州最北の青森県へのゴルフ参加となった。この日本土地家屋調査士会連合会ゴルフ大会は、集合出発から前夜祭までで、かなりの体力を使う。次の日のゴルフを考えればしっかりと「自制」しなければならないところだが、毎回「自省」である。

さて、我々東京会の今回の日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会参加は東京駅集合に始まる。集合ルールは午前9時36分発の青森行きの新幹線「はやぶさ」に乗車すること。全員遅刻もなく乗車した。それぞれがビニール袋に好きな缶ビールなどを1~2本とつまみを持っていたことは言うまでもないが、缶ビールではなく、出発直後、佐々木理事がカバンから大きなシャンパンを取り出し乾杯となった。3時間ほどの長旅となる。このハイペース、少々不安を感じた。ハイペースのまま新幹線もハイペース(スピード)で進む。仙台あたりでのワゴンのつまみは東京会でプチブームとなっている「ほや」の燻製である。また箱ごと大人買いをしてしまった。仙台、盛岡、青森とあっという間の旅であった。青森駅では1時間ほどの空き時間。新鮮な透き通るイカ、香り漂うほ



や、焼きたてのにしん、ほたて、トロさば、ほっけ、そして3種の日本酒セット。酒飲みにとっての至福の時間となった。店内で店長と記念撮影。写真掲載の許可をもらって店を出発、次の大鰐温泉駅へと向かう。45分ほどで到着。駅前のワニのオブジェで記念撮影後、駅すぐそばの名物やしラーメンを注文し、ビールグラスにまた手を伸ばす。そのラーメン屋で聞いたが「鰐」の意味は知らないという。真実かどうかはわからないがタクシーの運転手の説明ではこの地域は谷が多く、昔、谷のことを「鰐」と言っていたからだという。



青森駅到着



ホテルに到着後、温泉に入り前夜祭を迎えた。青森会の「お、も、て、な、し」(時を同じくして、オリンピック2020の東京



親睦ゴルフ大会スタートホール

開催が決まった。滝川クリステル名言)を受けることになる。ゴルフ場隣接の青森ロイヤルホテル「常磐殿」会場にて、日本土地家屋調査士会連合会林千年会長に続き、青森県土地家屋調査士会小林要蔵会長の挨拶の後、盛大に前夜祭は開催された。参加者それぞれ席次が決められ普段なかなかお付き合いできない土地家屋調査士先生方と交流が深まった。北は北海道函館から、四国、九州まで同じテーブルにて会話も弾む。横のつながりがこのように深まるのは、このゴルフ大会前夜祭ならではあろう。楽しい前夜祭は終了した。当然、それだけで済むはずもなく2次会へ足を運び少々過剰な飲酒。まさに「自省」である。

翌日、ホテル隣接のゴルフ場でプレーをすることになる。東京ではセミはまだ鳴いているというのに半そででは寒いくらい。虫の声は聞こえない。天候は申し分なく景色も楽しめる。そのような中、ゴルフ参加者総数93名で大会は開催された。全国から集まるだけのことがあり、皆さんゴルフ好きの先生方が集まっていたが、思ったような成績が出せたかは本人のみが知るところである。成績結果を報告すると、函館会の松本秀雄様がNET70.60で1位となった。また、今回担当会というハンディがありながら、青森会代表の小林要蔵会長も

11位NET73.00と本人は不満かも知れないが好成績を収めた。なお、いつもどおり東京会はあまりいい成績とはいえない状況であった。東京会参加者の成績は以下のとおり。

- 21位 瀧下 俊明 NET74.00
- 31位 井上 克巳 NET74.6
- 35位 野城 宏 NET75.00
- 45位 竹内八十二 NET76.20
- 72位 國吉 正和 NET80.00
- 78位 佐々木義徳 NET82.20
- 81位 梶立 二作 NET83.60

(敬称略)

参加レポート

成績発表後、閉会となり東京へと向かう。青森会様には大鰐温泉駅までの送迎をしていただき列車に乗る。青森駅で新幹線「はやぶさ」に乗り換え、東京駅まで談笑しながら約3時間。東京駅で日本そばを食べ、解散となった。あっという間の2日間であったが、本当に楽しく、有意義であり、深く思い出に残るものであったと参加者全員が感じているに違いない。

最後に一言。

「前夜祭は緑のユニフォーム、ゴルフ場ではピンクのユニフォームと、かっこよくきめた当番会の青森会の皆様にはすっかりお世話になりました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。」



青森会の皆さまへ「ありがとうございました。」



## 連載企画 土地家屋調査士のかけはし

## 一歩前へ

栃木県土地家屋調査士会 高橋洋行

みなさまこんにちは。栃木会の高橋です。

私は大学4年を終わった後に都内の測量専門学校へ1年間通いました。その中の数人のクラスメイトが夜間に別の専門学校へ通っているという話を聞きました。なぜ、行くのか。と聞いたところ、「トチカオクチョウサン」の資格を取るためだと言っていました。なんのことだかさっぱりわかりませんが、目標に向かっていく彼らは楽しそうに見えました。

実家に帰った際に父にその話をしたら、私の父も「トチカオクチョウサン」でした。父の仕事に興味のない、そして登記も調査士も知らない22歳でした。

その後、楽しい受験生活を過ごし25歳でなんとか合格。すぐに登録したので、わからないことは父に聞きながら業務を行って来ました。

当時、先輩調査士と出会う場は支部で行われる忘年会と新年会程度で、あまり他の調査士の方と会う機会はありませんでした。そんなとき登録2年目に関プロの親睦ゴルフコンペが栃木会担当で行われました。支部の統廃合で新しい支部員となった私に先輩方が参加したらと勧められました。しかし、そういうイベントは役員さんとか、年配の方が出るものだと思っていたので参加するつもりはなかったのですが、熱心に声をかけていただいたので参加することにしました。

案の定、若い方は少なかったです。しかし、少なかったからこそ話しをすることが出来ました。今でもそのときの記憶は残っています。

翌年「宇都宮で会ったあの人は来るのだろうか…」と思いながら群馬会主催の関プロコンペに参加しました。宇都宮で話した人は参加していました。よくわかりませんが、うれしかったのです。その後、久しぶりに専門学校の同期にも会えました。県外の調査士の方との出会いを楽しみに毎年参加しています。

話しは変わりますが、「出会いの場？」といえば、同じ支部の方から、「調査士のメーリングリストがあるのだけど入らな

い？」と誘われたことがありました。「どんなの？」と聞いても誘っている本人もよくわかっていませんでした。どうしようかと思いつつも登録してみると、全国の調査士が飲んだり騒いだり、そして難しい話をしている場でした。「ん、なに？」と思いましたが、全国にはたくさんの若い調査士がいることに気付きました。そして「青調会」という言葉を初めて知りました。青調会には全国大会まであり、全国の(気持ち)若い調査士が集まって議論をしています。未来の自分たちのための集まりですが、難しい話ばかりではなく、懇親会などでは全国の方と出会える楽しい場でもあります。

また、県外ばかりでなく、県内の調査士の方からも「宇都宮で測量登記研究会(通称STK)という勉強会をしているので、一度行ってみるといいよ」と言われたことがありました。勉強という言葉があまり好きではない私は行くのを迷いましたが、参加してみると自分の仕事の相談が出来たり知らなかった分野のことを学べたり、新しい発見がたくさんありました。(測量登記研究会 <http://tochigistk.web.fc2.com/>)。

関プロコンペにしても、青調会の全国大会にしても、STKにしても、恐る恐るでしたが、一歩前へ踏み出してみるとそこにはたくさんの方との縁があり、大変だけど刺激があり充実感があります。

今年も10月になると、茨城会担当で関プロコンペが行われます。もちろん前夜祭から参加する予定です。今までこのイベントでたくさんの方とお会いすることが出来て、楽しんで、そして大変お世話になってきました。順番が変わらなければ次年度は栃木会担当で行われます。他の県のように楽しい夜の街や名門のコースはないかもしれませんが、初参加の方も含めて、みなさま楽しんで親睦をはかるお手伝い出来たらいいなと思っております。みなさま来年の秋には栃木で会いましょう！



連載企画 各会におけるADRに関する取り組み

# 東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター 設立10周年記念シンポジウム

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター運営委員 大倉健司

日時：平成25年6月22日(土)午後2時00分～5時30分

場所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター(以下「境界センター」という。)は、平成15年6月に設立され、10年が経ちました。ADRという聞きなれない言葉に不安と希望を覚えながらの苦労に苦労を重ねた上での設立ということになります。

設立時には、多くの方々の熱い協力と支援を受けました。その方々への感謝の気持ち。そして、10年間に境界センターがどのように成長し、どのような変化を遂げ、現在はどのような課題に直面し未来へと活動していくのか考える機会として、「設立10周年記念シンポジウム」を開催することとなりました。



開会あいさつをする小林センター長

連載企画 各会におけるADRに関する取り組み

## <式次第>

(司会：境界センター 運営委員 佐々木義徳)

1. 開会あいさつ 境界センター センター長 小林庄次
2. 境界紛争解決センター10年の歩み 東京土地家屋調査士会 会長 國吉正和
3. 基調講演 京都大学大学院 法学研究科 教授 山田 文 氏
4. 事例報告
  - ① 平成23年第4号事件 加藤友章(江戸川支部)会員
  - ② 平成23年第3号事件 石瀬正毅(練馬支部)会員
  - ③ 平成23年第5号事件 第一東京弁護士会 高田 享弁護士  
小島健太郎(千代田・中央支部)会員
5. 総括 第二東京弁護士会 出井直樹 弁護士
6. 閉会あいさつ 境界センター 運営委員 大倉健司



京都大学大学院法学研究科教授 山田文氏

小林庄次境界センター長の挨拶に始まり、國吉正和東京土地家屋調査士会会長より「境界センター10年の歩み」について説明がありました。その歩みは、紆余曲折の歴史であり、設立に際しては、顧問弁護士 山崎司平先生の尽力と指導が大きな力となっており、境界センターの大きな方向性を定めていただいたと言えます。また、境界センター規則制定については、シンポジウムで総括をいただいた弁護士 出井直樹先生から我がことのように指導いただき、ADRの基本である自由な気質を保持した境界センターとして現在も運営することができています。

京都大学大学院 法学研究科 山田文教授に、基調講演「隣地紛争解決手続の高度化を考える」をお願いし、ADRの評価の歴史を改めて学習するとともに、兎角、実務論に走りがちなADRの現場において、足元を見直す良い機会となりました。山田文先生には、執拗に講演をお願いし、厳しいスケジュールのなかで当シンポジウムにお力を貸していただき感謝の気持ちで一杯です。

また、当シンポジウムでは、事例報告を併せて行いましたが、本来は非公開である境界センターの事件について、規則に「研究目的のために関係当事者名・紛争物の具体的な内容を特定しない形で研究する場合…」という但し書きがあり、これを準用しての報告となりました。

事例報告に向けて、各事例発表者(紛争解決委員)との意見交換を行ったことで、ADRとしては、当然のことなのですが、各々調停についての考え方が相違しているということが分かりました。恐らく10人いれば10人が違った調停を行うのでしょうか、日頃、非公開となっている調停における問題点を感じることでできる良い機会でありました。まだまだ、スキルを上げなければならない部分もあり、不調になると分かってもADRだから出来る事項を探り、同じ不調でも前向きな不調とすることを志して欲しいとも感じました。和解条項等について土地家屋調査士の紛争解決委員が積極的に関わる日を目指そうと、目的も新たに次の20周年を目指したいと思うところです。



第二東京弁護士会 出井直樹 弁護士

最後に、ADRは民のためにあるものと自覚し、境界センターに力を貸していただいた方々、そして、シンポジウムに出席していただきADRの有効性を強く訴えていた方々、お陰様をもちまして、設立10周年シンポジウムを開催することができました。有難うございました。





## 連載企画 新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記

# 第3話 公判準備

(\*このお話はフィクションです。)



弁護士(東京弁護士会) 氏家宏海

「三崎先生。淡路さんの件で、裁判所からお電話です。」

平成25年9月13日(金)午前11時過ぎ、法律事務所では起案<sup>1</sup>をしていた弁護士の三崎は、事務職員からそう言われ、パソコンを打つ手を止めて、電話に出た。

「東京地方裁判所刑事19部書記官の箱部です。被告人淡路錦次郎さんの件で、今後の予定をお伺いしたいのですが。」

淡路さんというのは、昨日、起訴された人だ。罪名は、「建造物侵入」と「銃刀法<sup>2</sup>違反」。日雇いで生計を立てていたが、手持ちのお金がつき、刑務所に入るために区役所で大声を出して暴れ、通報された人である。区役所に入ったことについて建造物侵入とされ、その後、荷物から包丁が発見されて、銃刀法違反として逮捕、起訴されたのである。

これらの犯罪は、国選弁護の対象外であるため<sup>3</sup>、三崎は、国選弁護人としてではなく、弁護士費用を日本弁護士連合会等が支払ってくれる「被疑者弁護援助制度」を利用して、私選弁護人として受任していたのである。

しかし、起訴後は、国選弁護人をつけることができるため、この制度は使えない。そのため、私選弁護人から国選弁護人に切り替えるのが通常であり、裁判所はその打診をしてきたのである。

「国選弁護人に切り替え予定です。」

三崎がそう言うと、箱部書記官は、午後4時までに手続きをしてくれれば、本日中に切り替えが可能であると伝えてくれた。

私選弁護人から国選弁護人への切り替えのためには、弁護人はいったん私選弁護人の辞任届を出さなくてはならない。そうすると、弁護人がいなくなることから、要件を満たせば、新たに国選弁護人を専任できるのである。但し、国選弁護人が選任されるまでの間、被告人には弁護人がいない状態になる。明日からは3連休であり、箱部書記官は、その間、弁護人としての活動ができなくなることを懸念して、教えてくれたようであった。

おかげで無事、三崎は同日中に国選弁護人になることがで

きた。

起訴されて1ヶ月程度で、裁判の開かれる日が決まる。そして、それまでに<sup>4</sup>、検察官が裁判の際に請求する証拠が弁護人に開示される。裁判官は、まっさらな状態で裁判に臨むように法律で定められているため、裁判まではそれらの証拠を見てはいけないことになっている<sup>5</sup>。そして、まず、弁護人が内容を確認して、証拠に対して同意不同意等の意見を述べることになっているのである。不同意とされた書面は、裁判官の目に触れることは原則としてないから、弁護人は、どの証拠について同意するか不同意にするかを、しっかりと考える必要がある。

これらの開示される証拠は、検察庁に行くときに見ることができ、三崎は見るだけでなく、いつもすべての証拠を謄写<sup>6</sup>していた。謄写には、お金がかかり<sup>7</sup>、そのせいか、いわゆる自白事件では、証拠を謄写せず、検察庁で閲覧しメモをとるだけという弁護士も多い。しかし、三崎は、自白事件か否かに関わらず証拠は謄写している。被告人本人と打ち合わせのときに手元に証拠が必要であるし、裁判の前にも何度も見て、新たな発見がないか確認する上、裁判のときには裁判官からの予期せぬ指摘を受けることもあるためだ。新米弁護士の三崎には、証拠が手元にないということは、およそ考えられなかった。

ふと、隣に目をやると、若い弁護士がスマートフォンのカメラを使用して記録を撮影している。最近は、いわゆるデジカメ謄写という方法も認められていて、コピーではなく、写真を撮影してデジタルファイルで記録を謄写する弁護士も多い。しかし、三崎は紙の記録が好きなので、今でもコピーを利用している。

すべての証拠をコピーし終わると、三崎は打ち合わせのため、証拠をもって淡路さんのところに行った。東京地方裁判所の管轄であれば、被告人は、警察署の留置施設から東京拘置所<sup>8</sup>に移ることになっているが、この時期はまちまちであり、裁判まで警察署のままということもある。淡路さんは、まだ、

警察署の留置施設にいた<sup>9</sup>。警察署であれば、弁護人は24時間接見ができる。あまりに夜遅く行くのは、相手に失礼ではあるが、どうしても夕方、仕事の目途を付けた後となると、午後の7、8時になってしまう。もっとも、午後9時前後には、警察署は就寝準備に入り、しばらく接見できなくなるので、それまでには行くよう心がけている。

夜の警察署は様々な人間模様が見られ、待っている時間も飽きない。この日も、待ち時間30分はあっという間であった。

.....

「先生、見ました。特に問題はないです。」

アクリル板越しに三崎が示した証拠を見て、淡路さんが答えた。

淡路さんは、逮捕されたときから犯行を認めていた。温かいご飯と温かい布団に憧れて、刑務所に行きたくて事件を起こしたというのであるから、ある意味、当たり前である。

「供述調書に書いてありますが、最初は食い逃げしようと思ったけど、それだとお店の人に迷惑がかかるとして、区役所に行ったということなのですね。」

「そうです。やっぱり、お店は経営とか大変だと思うし。区役所なら税金ですからね。」

「刑務所に行きたいというのはどうしてなんですか。」

「もう、自分の居場所がないんです。仕事も見つからなくて、カプセルホテルに泊まるお金がなくなって、漫画喫茶も行けなくなって。ここ3日は、1日おにぎり1個で、お風呂が入れないので臭くなるし、もう、国のお世話になるしかないと思って。」

「生活保護は考えませんでしたか。」

「自分は42歳なので、生活保護は使えないそうです。区役所でそう言われました。」

そんなはずはない！無職でホームレスであれば、当然、生活保護を受ける資格はあるはずである。しかし、行政のいわゆる水際作戦にかかったのだらうと思った。行政は、生活保護の申請それ自体をやめさせるよう働きかけてくるのである。

「いいんです。今は、ごはんが食べられますし、警察署にいられたから、暑さにも困りませんでした。温かい布団もあります。自由はないですけど、お風呂にも週2回入れてもらえて、よかったです。」

「刑務所に行きたいわけではないんですよ。」

「でも、外には居場所がありませんから。自分は、母親に一人で育ててもらいました。だから、自殺はしたくないんです。そうすると生きていくには、国のお世話になるしかないんです。」

「生活保護を受けることができたなら、生活保護を受けたい

と思いますか。刑務所の外で、生活ができるのであれば、その方がいいですよ。」

「それはそうです。でも、自分はだめなんです。区役所で、断られたんです。」

三崎は、これまでに自分と一緒に生活保護を申請に行った人たちのことを思い出した。結局、生活保護を受けることができなかった人は一人もいなかった。淡路さんも、もっとはやく弁護士に相談していたら、こんな事件など起こさなくて済んだのだろう。

「私は、生活保護の申請のお手伝いもしています。申請を断られたことがある人でも、弁護士と一緒に申請に行って、その人が生活保護を受ける資格があることをきちんと説明したら、生活保護を受けることができたということは何度もありました。あなたも、一人ではまた断られてしまうかもしれませんが、生活保護の手続きを私がお手伝いすることができます。法テラスの制度を利用すれば弁護士費用もかかりません。」

「もし、本当にできるのであれば、そうしたいです。刑務所の外で生活ができるなら、その方がいいです。」

「そうしたら、もう、こういうことはしませんか」

「はい。」

「生活保護を受けても、うまくいかなくなるかもしれません。でも、もし、また行き場所がなくなったときも、事件を起こす前に、もう一度、誰かに相談してくれますか。もちろん、私でもいいです。無料の法律相談でも、知り合いの方でもいいです。」

「はい。三崎先生の名刺をもらっていますから、先生に連絡します。」

「では、もう事件を起こすことはないですね。」

「はい。」

.....

警察署を出るとき、ふと時計を見ると、午後11時を回ろうとしていた。

夕飯を食べていない。いつもなら、近くのラーメン屋に寄ってから帰ることもあるが、今日はそんな気になれなかった。

淡路さんが事件を起こすのはこれが初めてではない。刑務所に行くのも初めてではない。刑務所から出るときには、更生保護施設などに入るのであろうが、仕事が見つかり、そこを出なくてはならなくなると、その後、行政とのつながりが切れてしまう。また、施設での集団生活が難しい人もいる。トラブルになり、施設を出れば、また生きるために、同じような事件を繰り返さざるを得なくなる。刑務所に入れて終わりでは

ない。出所してからのケアが大切なのだ。

接見での質問は、実は、被告人質問の練習を兼ねていた。裁判には、被告人が出頭<sup>9</sup>し、証拠調べが終わったあとに、被告人が話す機会がある。これは、「被告人質問」と呼ばれ、証人尋問と同じように、弁護人や検察官、裁判官から、被告人が質問を受け、それに答える形式で被告人が話すことになっている<sup>11,12</sup>。

被告人によっては、何度も練習したり、言いたいことをいろいろ考える人もいるが、淡路さんは、打ち合わせで話すことを決めるタイプではなく、おそらく何度聞いても同じ事を答えるタイプであると感じていた。自分を隠したり、よく見せようというところがない。その分、弁護人が、良いところを裁判で示す必要がある。もっとも、不利な内容でも正直に答えるので、弁護人にとっては頭の痛いところであるが。

淡路さんは、有罪になる。そして、刑務所に行く可能性が高い。そうなると、連絡が切れてしまう。また、同じ状況に陥って、同じことを繰り返す可能性が高い。裁判所は、淡路さんが

反省もせず、再び同じことをした、と、前回よりも重い刑を科す可能性もある。

しかし、淡路さんは、「困ったら、悪いことをして刑務所に入る。もう、そういう思考になっちゃっているんですよ。」と言っていた。反省をしていないのではない。それ以外の手段を知らないし、自分では見つけることができないのである。そして、その連鎖を断ち切るための手段を、これまでの弁護人は与えてこなかったのである。

生活保護が受けられたら、今度は、違うのではないか。希望をもって生きられるのではないか。

誰かに迷惑をかけることもなく、人としての自由を持った生活を送れるようになるのかもしれない。

釈放後、本当に連絡してくれたら嬉しい、と三崎は思った。午後11時過ぎても、席の空かない蒸した日比谷線の電車で揺られながら、三崎は淡い希望を抱いていた。

第3話 了

連載企画 新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記

- 1 訴状や準備書面など裁判所等に出す書面を作成することを起案するという。
- 2 銃砲刀剣類等所持等取締法は「銃刀法」と略して呼ばれることが多い。
- 3 一般に、資力がない人には、国選弁護人が選任されることが知られているが、実はそれは起訴された後のことである。逮捕、勾留から起訴までの約23日間は、原則として国選弁護人を依頼することはできない。しかし、逮捕後、起訴までの間の弁護活動は極めて重要である。通常、誰しも逮捕されたときには弁護士によるアドバイスが欲しいものであり、犯行を認めていれば、示談交渉や警察官・検察官の折衝が必要でありし、誤認逮捕であれば、取調べなどの捜査に対してどのように対処するかを検討する必要がある。そのため、2006年10月から一定の犯罪を犯したとされる被疑者に国選弁護人が選任できるよう法律が改正され、2009年5月以降は、死刑、無期懲役及び長期3年懲役もしくは禁固に当たる事件について、被疑者が勾留されている場合には、国選弁護人を選任できるということが定められた。そのため、殺人や強盗はもとより、傷害、窃盗、詐欺などの事件には、被疑者段階から国選弁護人が選任されることになったのである。
- 4 起訴後、1～2週間以内が多い
- 5 起訴状一本主義と呼ばれ、裁判官が見ることができるのは起訴状だけである。ただし、証拠調べ請求書などから、請求される証拠のタイトルや証人の名前は知ることが

- できる。
- 6 謄写は自分でコピー機を利用してコピーをする他、東京謄写センターにコピーを依頼し、コピーされたものを取りに行くということもできる。
- 7 謄写(コピー)は東京謄写センターに頼むと、1枚白黒30円、カラー80円、コピー機で自分でコピーすると1枚白黒10円、カラー50円である。否認事件など一定の事件は謄写代(一部)も支払われるが、自白事件の場合、通常、費用は自己負担である。
- 8 東京地方裁判所立川支部の管轄の事件の場合には、立川拘置所となる。
- 9 接見に行く前に警察署に確認の電話をするので、在所しているかどうかわかるのである。
- 10 第一審では出廷することになっているが、第二審(控訴審)では、本人が出廷を希望しなければ、出廷しなくてもよい。
- 11 被告人には黙秘権があるので、話したくなければ話さなくていいし、答えたくないことだけ答えないこともできる。
- 12 さらに、裁判の審理の最後に裁判官から「最後に何か言っておきたいことはありますか」などと聞かれる。このときは、被告人が何か一言述べることが多い。認めている事件であれば「本当にすみませんでした。もう二度とこのようなことはしません。」などと言うことが多い。「特にありません」という被告人もいる。



## 会のうごき

## 入退会者情報

## 入会者

(支部名の下は入会年月日)

ナガツカ ユウヨ 長塚有世	登録番号 7795	田無支部 2013/7/10	〒187-0045 小平市学園西町1-24-7 TEL 042-313-4070 FAX 042-348-4506
トチカオクチョウサシホウジンメジャー 土地家屋調査士法人メジャー	登録番号 03-0008-01-0034	練馬支部 2013/7/12	〒178-0063 練馬区東大泉1-26-12 TEL 03-6904-6166 FAX 03-6904-5336
アオキ ノリアツ 青木法篤	登録番号 7796	府中支部 2013/8/12	〒184-0002 小金井市梶野町5-10-11 TEL 042-385-3711 FAX 042-385-3712
シモダイラ ショウゴ 下平翔吾	登録番号 7797	田無支部 2013/9/2	〒188-0012 西東京市南町3-9-14 TEL 042-462-6119 FAX 042-468-5800
ヒグチ タケシ 樋口剛	登録番号 7798	千代田・中央支部 2013/9/2	〒104-0031 中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル7階 TEL 03-3516-1447 FAX 03-3516-1448
スズキ ナオト 鈴木直人	登録番号 7799	田無支部 2013/9/20	〒188-0011 西東京市田無町4-9-4 TEL 042-461-5000 FAX 042-464-7900

## 退会者

鳥居 稔	板橋支部	登録番号 6356	退会年月日 2013/7/10	業務廃止
外間 達也	府中支部	登録番号 7123	退会年月日 2013/7/10	会变(埼玉)
鈴木 政宏	田無支部	登録番号 5067	退会年月日 2013/7/17	逝去
亀山 敦史	豊島支部	登録番号 7780	退会年月日 2013/7/25	業務廃止
本多 興輝	八王子支部	登録番号 6773	退会年月日 2013/7/20	逝去
金井 良元	府中支部	登録番号 5370	退会年月日 2013/7/31	業務廃止
戸川 勝寛	千代田・中央支部	登録番号 7703	退会年月日 2013/8/1	会变(大阪)
佐藤 政行	北支部	登録番号 1533	退会年月日 2013/8/5	業務廃止
山田 眞之	立川支部	登録番号 5115	退会年月日 2013/8/9	退会
鈴木 芳朗	千代田・中央支部	登録番号 6517	退会年月日 2013/8/9	退会
永井 哲也	世田谷支部	登録番号 6975	退会年月日 2013/8/15	退会
坂本 芳郎	足立支部	登録番号 6953	退会年月日 2013/8/21	退会
井出 唯雄	新宿支部	登録番号 821	退会年月日 2013/8/26	業務廃止
清水 信一	千代田・中央支部	登録番号 5897	退会年月日 2013/8/30	業務廃止
村岡 長藏	調布支部	登録番号 1541	退会年月日 2013/9/11	退会
小澤 薫	府中支部	登録番号 5953	退会年月日 2013/9/19	業務廃止
太田 芳明	世田谷支部	登録番号 7514	退会年月日 2013/9/20	業務廃止



## 各部からのお知らせ

# 土地家屋調査士賠償責任保険「事故データ等」の公開について

〔総務部〕

平成 25 年 6 月 28 日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会 総務部

### 土地家屋調査士賠償責任保険「事故データ等」の公開について

去る 5 月 30 日に開催されました第 75 回定時総会におきまして、本会の全会員が加入しております「土地家屋調査士賠償責任保険」における事故内容や、具体的な補償内容等を公開願いたい旨の要望があり、同総会の席上で、可及的速やかに公開の手続を行う旨の回答をしていたところであります。

そこで、会員各位の参考に供すべく、別紙のとおり、「事故データ等の一覧」及び「保険金の支払までの流れ」等を公開いたしますが、賠償を伴うような事故ともなれば、関係当事者との信頼関係ばかりか、国民からの土地家屋調査士に対する信頼をも損ないかねず、今後の業務の遂行に大きな影響を与える虞もあります。

また、当然のことながら、事故の増加により、支払保険金額が増えれば、保険会社に納入すべき保険料も引き上げられることとなります。

従いまして、保険による賠償を見越した安易な業務処理をすることなく、常に慎重な業務の執行を心がけ、できる限り事故が発生すること無く、日々の業務を遂行されますよう、お願いいたします。

## 土地家屋調査士賠償責任保険「事故データ等」一覧

### 過去の損害率一覧

年 度	1996～2008	2009	2010	2011	2012	合 計
保 険 料 (円)	290,409,352	24,952,030	27,266,100	27,760,900	27,748,530	398,136,912
事故件数 (件)	275	17	21	21	6	34
含付帯費 保険金(円)	200,385,460	10,676,470	9,379,344	19,783,919	6,701,430	246,926,623
含付帯費 損害率(%)	69.00	42.79	34.40	71.27	24.15	62.02

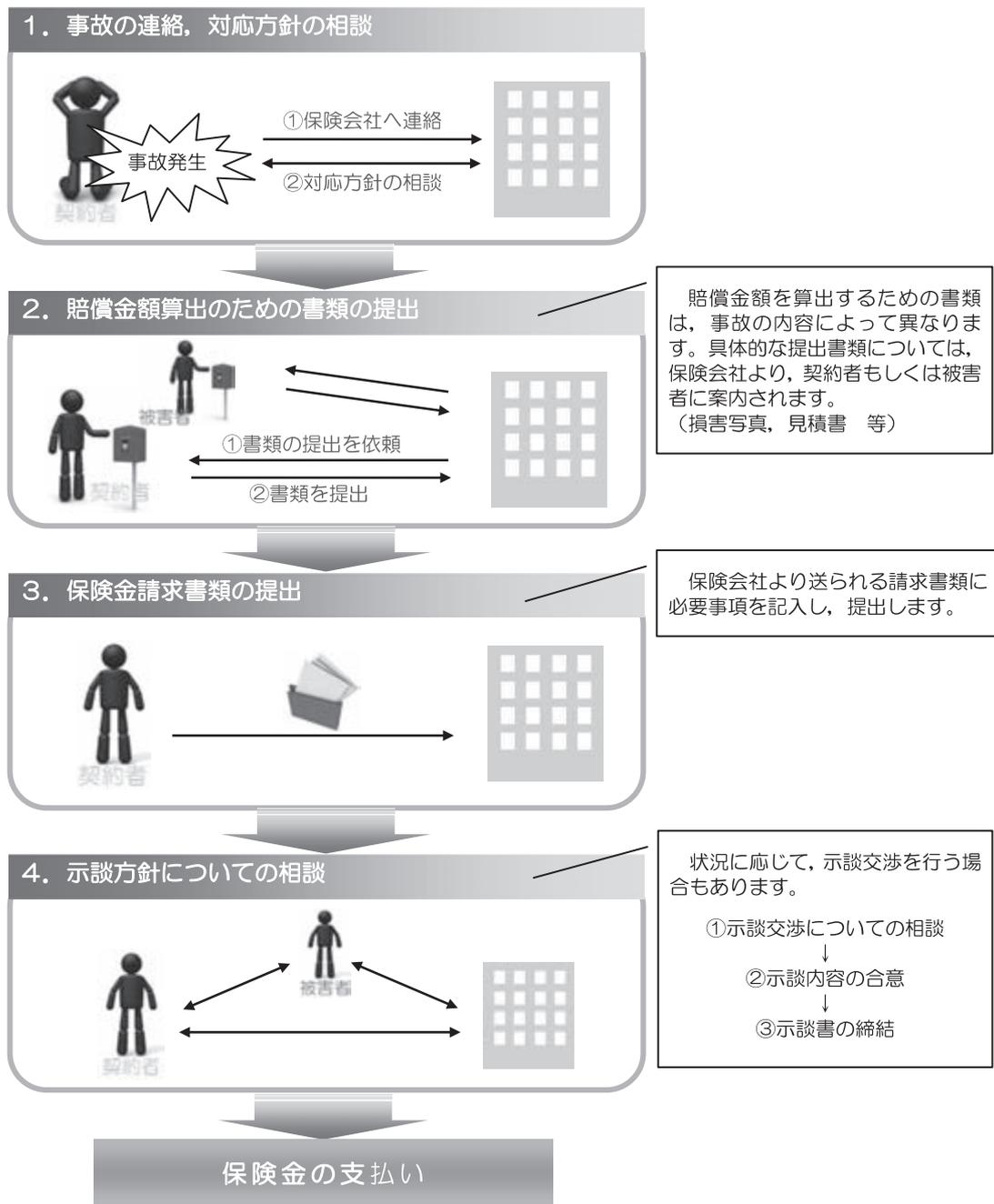
### 年度50万円以上の事故リスト

データ 種 類	事故日	支払保険金 又は備金残高	事 故 概 要
保険金	2012年4月	630,000	現況図のデータを提供した際、古いデータを提供してしまった。
保険金	2011年10月	1,050,000	現況ポイントを設置間違え道路舗装工事のやり直しが必要になったもの。
保険金	2012年4月	549,550	実施した測量に不備があったとして提訴されたもの。
保険金	2012年5月	1,050,000	高低測量に誤りがあり、設計の変更が必要となったもの。
保険金	2011年11月	735,000	地積更正登記を実施したところ、測量を誤ったため建築再申請が必要になったもの。
保険金	2011年12月	1,000,000	土地分筆誤りにより、土地の買戻し費用が発生するとして賠償請求を受けたもの。
備 金	2011年10月	7,733,090	高低測量に誤りがあり、設計の変更が必要となったもの。
備 金	2011年11月	1,400,000	誤った測量に基づき分筆登記をしたとして、賠償請求を受けたもの。
備 金	2012年1月	1,024,375	実施した境界確定測量において、内容不服として隣地共有所有者より、賠償請求を受けたもの。
備 金	2012年9月	2,879,100	測量に不備があるとして請求を受けたもの。
備 金	2012年9月	4,450,000	測量誤りにより、道路工事が再度必要となったもの。
備 金	2012年10月	1,581,680	高低差測量に誤りがあり、賠償請求を受けたもの。
備 金	2012年12月	500,000	測量ミスによりブロックの撤去費用が発生したもの。

※ 備金とは、決算期において、その事業年度中のすでに発生した保険事故について未払いの保険金を見積り、積み立てる準備金のことです。

## 保険金支払いまでの一般的な流れ

【参考】



各部からのお知らせ

### 保険金の支払い時期について

保険金支払事由発生の確認※を行い、請求完了日からその日を含めて30日以内に支払われます。  
 ※水道管破損等の物損害の場合、確認に要する期間は1ヵ月程ですが、人身事故や測量ミス等の業務危険の場合には、事故内容によって長くなる場合があります。

## 平成24年度 損害保険加入状況

(平成25年2月末)

所得補償保険 (8月20日より1年間)

	23年度	24年度(2月末現在)
加入者数	161名	159名
合計保険料	14,905,580円	14,799,900円

傷害疾病保険 (8月20日より1年間)

	23年度	24年度(2月末現在)
加入者数	136名	136名
合計保険料	2,849,780円	2,798,270円

賠償責任保険 (9月20日より1年間)

	24年度(2月末現在)	
加入者数	1533名	
合計保険料	27,732,410円	
加入内訳	T	430名
	S	181名
	A	113名
	B	47名
	C	52名
	D	139名
	Z	571名

廃業担保特約加入者 (現在保有契約)	55名
-----------------------	-----

## 土地家屋調査士賠償責任保険「支払限度額と年間保険料」

### <任意加入型>

加入の型	支払限度額			平成24年度 保険料 ※土地家屋調査士法人の場合は 保険料算出方法が異なります	
	業務危険	業務危険の 免責金額 (1請求につき)	施設危険		
T	1請求につき2億円 損害賠償請求対象期間 (保険期間)中 通算4億円	0	身体1名につき2億円 (1請求につき4億円) 財物1請求につき1,000万円	正保険料 会補助金	31,900円 4,000円
S	1請求につき1億円 損害賠償請求対象期間 (保険期間)中 通算2億円	0	身体1名につき1億円 (1請求につき2億円) 財物1請求につき1,000万円	正保険料 会補助金	28,030円 4,000円
A	1請求につき5,000万円 損害賠償請求対象期間 (保険期間)中 通算1億円	0	身体1名につき5,000万円 (1請求につき1億円) 財物1請求につき1,000万円	正保険料 会補助金	24,180円 4,000円
B	1請求につき3,000万円 損害賠償請求対象期間 (保険期間)中 通算6,000万円	0	身体1名につき3,000万円 (1請求につき6,000万円) 財物1請求につき1,000万円	正保険料 会補助金	21,010円 4,000円
C	1請求につき2,000万円 損害賠償請求対象期間 (保険期間)中 通算4,000万円	0	身体1名につき2,000万円 (1請求につき4,000万円) 財物1請求につき1,000万円	正保険料 会補助金	18,790円 4,000円
D	1請求につき1,000万円 損害賠償請求対象期間 (保険期間)中 通算2,000万円	0	身体1名につき1,000万円 (1請求につき2,000万円) 財物1請求につき1,000万円	正保険料 会補助金	14,620円 4,000円
				会員負担保険料	27,900円
				会員負担保険料	24,030円
				会員負担保険料	20,180円
				会員負担保険料	17,010円
				会員負担保険料	14,790円
				会員負担保険料	10,620円

※上記は、会員の土地家屋調査士1名の場合の保険料です。保険料は、団体割引20%を適用しております。

※団体割引率は、契約時の被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合は、あらかじめ変更後の内容をご案内いたします。

### <全員加入型>

加入の型	支払限度額			平成24年度 保険料 ※土地家屋調査士法人の場合は 保険料算出方法が異なります	
	業務危険	業務危険の 免責金額 (1請求につき)	施設危険		
Z	1請求につき300万円 損害賠償請求対象期間 (保険期間)中 通算600万円	10万円	身体1名につき300万円 (1請求につき600万円) 財物1請求につき100万円	正保険料 会補助金	4,000円 4,000円
				会員負担保険料	0円



## 各部からのお知らせ

# 会費の自動振替口座の残高確認について

〔財務部〕

## 会費の自動振替口座の残高確認について（お願い）

会員各位におかれましては、会費の自動振替制度にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会の会費につきましては、会則別紙の4の定めに基づき、1年間を4期に分け、各期分を前納することとされております。

つきましては、平成25年度における「会費の自動振替の年間スケジュール」をお知らせ致しますので、振替不能等の行き違いがありませんよう、いま一度、預金口座の残高をご確認くださいませよう、お願い致します。

### 【平成25年度 会費の口座振替年間スケジュール】

口座振替日	振替対象期	振替対象月
平成25年10月28日（月）	平成25年度第3期分	平成25年10月～12月
平成26年1月27日（月）	平成25年度第4期分	平成26年1月～3月

※ 残高不足等により振替不能の場合は、直接本会にお振込いただくことになります。（振込手数料については、各自のご負担となります。）



各部からのお知らせ

# 業務委託契約標準約款(案)の公開について

〔業務部〕

平成 25 年 8 月 9 日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会  
業 務 部

## 業務委託契約標準約款（案）の公開について

昨今、本会「調査・測量実施要領」に掲載されている「業務委託契約標準約款（案）」につきまして、そのデータの提供方に関する要望が、多くの会員より寄せられております。

これらの要望に応えるべく、本会では、山崎司平顧問弁護士にもご協力を求め、新たに別紙様式を作成し、このたび本会ホームページに掲載することと致しました。

なお、当該様式は、あくまでも一つの参考例示であり、個々の業務内容により適宜内容（●・▲・■部分ほか）を変更・加筆等され、その使用に当たっては、各自の責任においてご利用くださるよう、お願い致します。

※詳細は、本会ホームページ「会員の広場」にて掲載しております。



その他通知等

大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令の公布について(通知)

日調連発第146号  
平成25年8月22日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令の公布について(通知)

標記省令が本月15日に公布されましたので、官報の写しをもって通知します。

平成 25 年 8 月 15 日 木曜日 官 報 第 6110 号 2

○法務省令第二十号  
大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の施行に伴い、並びに不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百三十一條第二項第五号及び第百五十條の規定に基づき、大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令を次のように定める。  
平成二十五年八月十五日

法務大臣 谷垣 禎一

大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令  
(大規模災害からの復興に関する法律に係る筆界特定申請情報の特例等)

第一條 筆界特定(不動産登記法第百二十三條第二号に規定する筆界特定をいう。以下同じ)の申請人が大規模災害からの復興に関する法律第三十六條第一項の規定に基づいて筆界特定申請をする者であるときは、不動産登記法第百三十一條第二項第五号の法務省令で定める事項は、不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第百七十七條第二項各号に掲げるものほか、申請人が大規模災害からの復興に関する法律第三十六條第一項の規定に基づいて申請をする者である旨とする。

第二條 前条に規定する場合においては、不動産登記規則第百九條第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。

一 申請人が復興整備事業(大規模災害からの復興に関する法律第三十六條第一項に規定する復興整備事業をいう。次号において同じ)の実施主体であることを証する情報  
二 対象土地(不動産登記法第百二十三條第三号に規定する対象土地をいう。以下同じ)の全部又は一部が復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内に所在することを証する情報  
三 対象土地の所有権登記名義人等(不動産登記法第百二十三條第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。以下同じ)の承諾を証する当該所有権登記名義人等が作成した情報(対象土地の所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合にあっては、その者についてはその所在が判明しないことを証する申請人が作成した情報)  
四 前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が署名し、又は記名押印しななければならない。  
(東日本大震災復興特別区域法に係る筆界特定申請情報の特例等)

第三條 前二條の規定は、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第七十三條第一項の規定に申請する筆界特定の手続について準用する。この場合において、第一條及び第二條第一項第一号中「大規模災害からの復興に関する法律第三十六條第一項」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法第七十三條第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この省令は、大規模災害からの復興に関する法律附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年八月二十日)から施行する。

(不動産登記規則の一部改正)

第二條 不動産登記規則の一部を次のように改正する。

第五十條第一項及び第二項中(「第二百一十一條第七項において準用する場合を含む。」を削る。  
第二百七十七條第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第四項中「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に改める。  
第二百九條第一項第七号を削る。  
第二百一十一條中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第二百一十三條第一項ただし書中「第二百一十一條第七項の規定により令第十九條第二項の規定が準用される場合における同項又は当該場合におけるこの省令第五十條第二項において準用する第四十八條第一項第三号の印鑑に関する証明書及び」を削る。  
(筆界特定申請手数料規則の一部改正)

第三條 筆界特定申請手数料規則(平成十七年法務省令第百五号)の一部を次のように改正する。  
第二條第一項中「(第百三十一條第一項)の下に」を「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第七十三條第一項又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第三十六條第一項」を加える。  
(経過措置)

第四條 この省令の施行前に附則第二條の規定による改正前の不動産登記規則(以下「旧規則」という)第百七十七條第二項第五号の規定に基づき明らかにされた事項又は旧規則第百九條第一項第七号の規定に基づき明らかにされた情報は、第三條において読み替えて準用する第一條又は第二條の規定に基づき明らかにされた事項又は提供された情報とみなす。

第五條 この省令の施行前に旧規則第百一十一條第七項の規定により不動産登記令(平成十六年政令第百三十七号)第九十九條第二項の規定が準用される場合における同項又は当該場合における旧規則第五十條第二項において準用する旧規則第四十八條第一項第三号の規定に基づき提供された印鑑に関する証明書については、旧規則第百一十三條第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

その他通知等

## 編集後記

会報編集委員長 瀧野隆央

本号より新たな編集委員による作業となりました。編集未経験の委員長以下委員一丸となって編集にあたりました。

表紙の写真は浅川副委員長が撮影したものを採用しました。ご存知の方も多いと思いますが航空自衛隊「ブルーインパルス」は宮城県にある松島基地に所属していました。震災の折被災し県外に移動していた部隊も今年松島に戻りました。地元では復興の象徴の一つとして歓迎されたと聞きました。新たな編集委員会のスタートであるとの気持ちをこめて採用しました。

例年この時期の巻頭記事は新任の理事に寄稿をお願いしていましたが、今年は第75回定時総会において承認され、始められた五つの分掌について、総会の資料等でご存知の会員は多いと思いましたが実際に任務にあたる各部長からそれぞれの分掌について寄稿をお願いしました。

連載企画、各会におけるADRの取り組みは、東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター設立10周年記念シンポジウムの開催報告として大倉副会長 にお願ひしました。境界センターのシンポジウムは私も前期総務部担当として関与した時期もあり、参加者として感慨深いものを感じておりました。

私含め全員（だと思ひますが）初めての編集作業に戸惑いながら、事務局によると毎度時間との「追いかけてこである」といった作業で発行にたどりつくようです。編集後記は自身の反省会のように感じます。次の編集会議に生かさねばと感じつつ手はキーボード上を「さまよって」います。

いうまでもありませんが「会報誌」の役割は、東京土地家屋調査士会として会員への情報提供、会員相互の情報交換の場であれと考へます。ために筆者の意図とは別に表現を修正する事もありと聞いております。季刊であるが故、オンタイムな情報提供とはなかなかいきづらひとは思ひますが今後ともよろしくお願ひいたします。

締切り前日早朝、夜の長さを感じつつ

## 常設「支部無料相談実施箇所」一覧表

平成23年7月15日現在

支部名	実施日	時間	場所
千代田・中央	毎月第3木曜日	13:00～15:00	千代田区役所 2階区民相談室
	毎月第4木曜日	13:00～16:00	中央区役所 1階区民相談室
港	毎月第3木曜日	13:00～16:00	東京法務局港出張所 2階ロビー
台東	毎月第2火曜日	13:00～16:00	台東区役所 1階区民相談室
	毎月第4火曜日		
江東	毎月第2水曜日 2・8月のみ第一水曜日	13:00～15:00	江東区役所 本庁舎 2階ロビー常設相談コーナー
足立	毎月第2水曜日	13:00～16:00	足立区役所 北館 3階 区民の声相談課
江戸川	毎月第1土曜日	13:00～16:00	グリーンパレス 江戸川区民センター 3階相談室
	毎月第3土曜日		
葛飾	毎月第3木曜日	13:00～16:00	葛飾区役所 2階区民相談室
新宿	毎月第2火曜日	13:00～16:00	新宿区役所 第一分庁舎 2階相談室
中野	毎月第2火曜日	13:00～16:00	中野区役所 1階広聴課相談室
	毎月第3水曜日	9:30～16:00	中野区役所 1階ロビー (8月は除く)
練馬	毎月第1木曜日	13:00～16:00	練馬区役所 区民相談所 (予約制)
	毎月第3木曜日		
大田	偶数月第1水曜日	9:00～16:00	大田区役所 1階ロビー
渋谷	2・5・8・11月中に1回ずつ	詳細は渋谷支部まで	渋谷区立勤労福祉会館又は渋谷区立商工会館 5階
目黒	毎月第3月曜日	13:00～16:00	目黒区総合庁舎 1階
豊島	毎月第3水曜日	10:00～12:00	豊島区民センター 2階第3相談室
北	毎月第1木曜日	13:00～16:00	北区役所 3階区民相談室
荒川	毎月第3木曜日	13:00～16:00	荒川区役所 区民相談室
八王子	毎月第2火曜日	13:00～15:30	八王子市役所 本庁舎 1階市民相談室
町田	毎月第1木曜日	13:00～16:00	町田市役所 市民相談所 (予約制)
	毎月第3木曜日		
府中	毎月第1水曜日	13:00～16:00	小金井市役所 市民相談室
調布	毎月第3金曜日	13:00～16:00	調布市役所 2階ロビー
	毎月第4木曜日		狛江市役所 市民相談室
武蔵野	毎月第3月曜日	13:00～15:00	三鷹市役所 2階市民相談室
田無	毎月第3木曜日	13:30～16:30	西東京市役所 保谷庁舎市民相談室
	毎月第2火曜日	13:00～16:00	小平市役所 市民相談室
	毎月第2木曜日	13:30～16:30	西東京市役所 田無庁舎市民相談室
	毎月第1水曜日	13:00～16:00	東久留米市役所 市民相談室
	毎月第1水曜日	9:30～11:30	清瀬市生涯学習センター (予約制)
	毎月第2火曜日	13:00～15:00	東村山市役所 市民相談室
立川	毎月第2水曜日	13:00～16:00	武蔵村山市役所 (3日前までに要予約)
西多摩	毎月第1木曜日	13:30～16:30	福生市役所 市民相談室
	毎月第3金曜日		青梅市役所 3階市民相談室
	毎月第3金曜日		あきる野市役所 (秋川庁舎内) 市民相談室
多摩	10月頃	詳細については、日野市役所市民相談までお問合せ下さい。	

その他通知等

用紙類購入申込書 (宅配用)

FAX送信先: 03-3295-4770

東京土地家屋調査士会 会長 殿

※ /	※担当
-----	-----

(平成 年 月 日申し込み)

事務所所在地: \_\_\_\_\_  
 電話番号: ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_  
 登録番号: 東京第 \_\_\_\_\_ 号  
 氏名: \_\_\_\_\_ (職印)

No.	品名	仕様(枚)	金額(円)	数量	合計(円)	No.	品名	仕様(枚)	金額(円)	数量	合計(円)
709	地積測量図(洋紙)	50	900			777	登記識別情報用封筒(シザック)	50	5,000		
711	土地所在図	50	900				" (青色普通紙)	50	5,000		
712	地役権図面	50	1,200				" (うぐいす色普通紙)	50	5,000		
713	建物併用図(洋紙)	50	900			778	目隠しシール	100	1,000		
715	証明書(土地所有者又管理人)	100	600			779	重要書類ポリ袋	100	5,000		
716	工事完了引渡証明書	50	250			763	登記済証(A4色上質)	50	900		
717	建物滅失証明書	50	250			761	表紙	50	900		
718	承諾書(権利の消滅)	100	600				枠のみ(A4色上質)	50	900		
723	受託票	50	300			155	平安	100	1,590		
724	筆界確認書	50	250			157	OA和紙WP1600(厚)	100	1,680		
725	立会証明書	50	350			189	天山	100	1,000		
726	立会通知ハガキ	50	450			178	平安	100	1,050		
731	委任状	50	250			179	OA和紙WP1200(厚)	100	1,230		
733	事件簿	50	600			154	平安	100	840		
736	請求・領収書(旧様式)	50	700			159	OA和紙WP1000(厚)	100	1,050		
736	請求・領収書(復興特別所得税対応)	50	700			274	OA和紙WPI(アイ)	100	1,460		
741	地形図	50	650			275	登記完了証	50	700		
742	土地境界図和紙(A2)無地	25	2,500			276	偽造防止用紙(A3)	50	900		
743	" (A1)無地	10	1,500								
788	" (A2)無地厚口	10	2,000								
787	" (A1)無地厚口	10	2,500								
785	土地境界図上質紙(A2)無地	25	650								
786	" (A1)無地	10	550								
171	図面用白紙穴有	100	1,630								
173	" 穴無	100	1,050								
	小計										円
	梱包料・送料等										円
	請求金額										円

配達指定日: 月 日( )午前・午後

●配達日指定の場合だけ、ご記入下さい(宅配のみ)。

●発送方法  
 宅配  郵便

来店(清申印刷)  
 ※要 東京会宛事前FAX

●お支払いについて  
 宅配業者による代金引換払いとなります。

※印の欄は記入しないで下さい。

※翌日の配送をご希望の場合は、前日の午後3時00分までにご注文ください。ただし、前日・翌日ともに平日の場合に限ります。

# 月刊登記情報 & 登記先例解説集 電子復刻版 DVD

登記・供託実務をサポートし続けてきた『月刊登記情報』を  
前身の『月刊登記先例解説集』とともに一挙にデジタル化した  
「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」が、  
発売以来、好評を博している。  
多彩な検索機能や関連情報への瞬時のジャンプが大きな特長だ。  
今回は製品の概要と特長についてご説明していこう。



## 50年にわたり 登記・供託実務をサポート

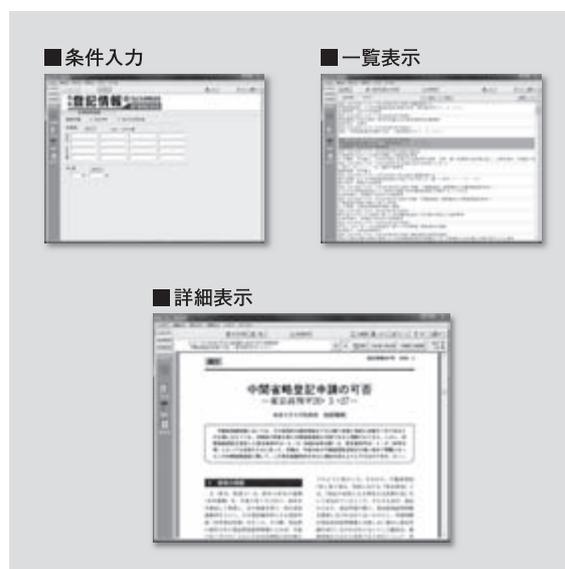
「月刊登記情報」は、前身の「登記先例解説集」が昭和36年に第1号を発行以来、創刊50周年を迎えた。その間、担当官による法令・先例・新制度の解説、登記官・供託官による実務報告・実務解説、司法書士・土地家屋調査士による申請者側のノウハウの紹介、さらには登記・供託関連の先例・判例など、常に登記・供託実務をサポートする有益な情報を提供し読者から好評を得てきた。

## 創刊号から604号までを電子化し、 バックナンバー絶版の問題を解決!

しかし、古いバックナンバーは絶版となっており、それらの号の内容を知りたいという要望に応えることができない状態だった。また、仮に全てのバックナンバーを所蔵していたとしても、膨大な記事から目的の記事を適切かつ迅速に検索することは非常に難しく、多大な時間を労する。ところがこの問題を見事に解決する製品が登場した。登記先例解説集の創刊号から登記情報604号までの604冊をデジタル化し、DVDに収録した「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」である。

## デジタルだからこそその 多彩かつ強力な検索機能

多彩な検索方法により全604冊から必要な記事を瞬時に検索することができるのは、デジタルならではの特長と言えよう。掲載記事は誌面そのままをPDFファイルにして収録しているので印刷すれば書籍のコピーそのもの。さらに、記事に引用された先例や判例が収録されている場合は、クリックだけで瞬時に表示できるため、これまで膨大な時間をかけていた調査作業は飛躍的に効率化される。まさにこれからの時代に必須の情報ツールだ。



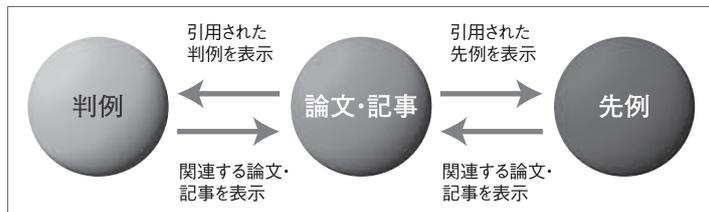
■ 収録範囲

- 月刊登記先例解説集 第1号(昭和36年7月発行)～第412号(平成8年3月発行)までの412冊
- 月刊登記情報 第413号(平成8年4月発行)～第604号(平成24年3月発行)までの192冊

※第581号～第604号までは追補版に収録されております。

■ 特長

- 「月刊登記先例解説集」はすべての号を、「月刊登記情報」は413号から604号までをDVDに収録。
- PDFファイルの採用により誌面そのままを参照・印刷可能。
- 「論文・記事」については、号・頁、著者・肩書き、発行年による検索に加えて、論文・記事全文からの任意語検索を実現。
- 「先例」については、号・頁、発出日付、発出主体、先例番号からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。
- 「判例」については、号・頁、法令条文、裁判所、事件番号、裁判日付からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。
- 先例約6100件に加えて、論文・記事に引用された登記関連判例約7400件を収録。
- 検索CD-ROMにより、膨大な本誌データを一挙に通し検索可能。
- 関係論文、引用先例、引用判例など関連情報の追跡機能を装備。



本体価格:126,000円(税込)  
追補版価格:6,300円/年(税込)

登記先例解説集誌・登記情報誌の特長

- 登記・供託実務にかかわる法令・先例・新制度などについて、担当官による解説を掲載し、確かな実務指針を提示。
- 登記官・供託官による実務報告・実務解説を豊富に掲載し、現場での運用を紹介。
- 司法書士・土地家屋調査士による解説も充実。申請者側のノウハウを紹介。
- 登記・供託関連の先例を多数掲載。登記国賠訴訟、筆界確定訴訟など登記関連の判例も充実。



「月刊登記情報」1年間  
無料購読サービス実施中!

ただいま「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」をご購入いただくと、「月刊登記情報」を1年間無料で購読いただけます。

「月刊登記情報」を定期購読されている方へ 無料購読に換えて特別優待割引にてご提供致します。

登記インターネット

電子復刻版DVD

同時販売中!



「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」との併用により、先例約6500件、判例約8300件が参照可能!

詳しくは、「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」のHPをご覧ください。

詳しくは...

登記情報 DVD

検索

■ 販売会社 株式会社 LIC

Legal Information Center

〒107-0062 東京都港区南青山2-6-18 渡邊ビル  
TEL 03-3401-5181 FAX 03-5412-0535  
<http://www.hanreihisho.com>

【特別価格・送料無料】新刊図書のご案内

法律実務家必携の最新借地借家法体系書！

【好評発売中】

# 論点借地借家法

澤野順彦 著

2013年3月刊 A5判 456頁/税込定価5,250円 ▶ 特価4,700円



- 最新の借地借家法体系書！
- 1世紀にわたる借地・借家法制の流れを縦軸とし、最近に至る多数の判例・学説並びに実務上の紛争を横軸として重要な論点について解説した理論的かつ実務的な体系書！

借地借家法の法律実務を体系解説！

【好評発売中】

# 実務解説 改訂版 借地借家法

澤野順彦 編

2013年4月刊 A5判 528頁/税込定価4,935円 ▶ 特価4,400円



- 借地借家法の法律実務を体系解説！
- 借地非訟事件手続にかかる非訟事件手続法の改正に対応！重要判例についても随所で言及した実務解説書の決定版！借地借家事件の紛争処理の実践的ノウハウがよくわかる！

FAX注文書

FAX 03-3814-1316

※商品のお届け方法はヤマト便となります。

書名	特別価格	部数	書名	特別価格	部数
論点借地借家法	4,700円	冊	実務解説 借地借家法	4,400円	冊

フリガナ お名前					
事務所名					
ご住所	〒	E-mail:			
	TEL:	FAX:			

※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払確認などの連絡および弊社からの各種ご案内（刊行物のDM・アンケート調査など）以外の目的には利用いたしません。

 青林書院

113-0033 東京都文京区本郷 6-4-7  
TEL. 03-3815-5897 FAX. 03-3814-1316

最新情報は [www.seirin.co.jp](http://www.seirin.co.jp) で！  
図書目録進呈 (定価は税込)



## 表示登記相談のご案内

### ◆ 本部定期相談

開催場所： 東京土地家屋調査士会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館

TEL：03-3295-0587

開催日時： 毎週月曜日（午後1時00分～午後4時30分）

毎週木曜日（午後1時00分～午後4時30分）

その他： ※ 事前の電話予約が必要です。予約の上、ご来会ください。

※ より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。

ただし、資料不足等により、継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。

### ◆ 支部定期相談

開催日時・場所等につきましては、各支部等にお問い合わせください。

詳細については、当会ホームページ（<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>）にて掲載されておりますので、ご参考ください。

### ◆ 特設相談

「表示登記の日（4月1日）」と「法の日（10月1日）」にちなみ、4月と10月に、東京土地家屋調査士会各支部にて相談会を臨時で開催することがあります。

開催日時・場所等につきましては、当会ホームページ（<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>）にて告知されますので、ご参考ください。

### ◇ 相談の対象

土地家屋調査士が行う次の事業に関する事項が相談対象となります。ただし、個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導につきましては、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

土地： 境界確認、鑑定測量、分筆・合筆・地積更正・地目変更等の各登記

建物： 新・増・改築の表示・変更・更正登記、区分・合併・分割・滅失等の各登記

調査測量： 土地・建物の調査・測量

その他： 公共嘱託登記、審査請求手続、その他不動産の状況に関する事項等

## せうきょう

2013年 秋号 No.595（2013年10月15日発行）

企画・編集： 東京土地家屋調査士会会報編集委員会

発行： 東京土地家屋調査士会 会長 國吉正和

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館1階

TEL：03-3295-0587 / FAX：03-3295-4770

URL：<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>

表紙デザイン・印刷： 新日本法規出版株式会社

\* 禁無断転載

## 相談にのるゾウ

お隣さんとの境界が分からないときや、建物を新築・取り壊したとき、登記手続きが分からないときは、お気軽にご相談下さい。

## 杭を入れるゾウ

自分の土地に境界標が設置されているかどうか、もう一度確認しておきましょう。

# 土地や家屋を支えるゾウ

## 測量をするゾウ

土地家屋調査士は調査や測量を行って境界の情報がわかる図面を作り、トラブルのない安心な暮らしを守るお手伝いをしています。

## 地図を作るゾウ

正確な地図を作るために、土地家屋調査士が作成した「地積測量図」と「境界(筆界)確認書」を大切に保管しておきましょう。

エコゾウ&トッチ



杭を残して悔いを残さず  
東京土地家屋調査士会

※より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。  
ただし、資料不足等により継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。  
※個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導については、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

発行所 東京土地家屋調査士会 © 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館

TEL 03-3295-0587 FAX 03-3295-4770 URL <http://www.tokyo-chousashi.or.jp/> e-mail [info@tokyo-chousashi.or.jp](mailto:info@tokyo-chousashi.or.jp)

東京土地家屋調査士会報「とうきょう」年4回(1・4・7・10月)15日発行 定価1部 200円 購読料 東京土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収